

## 第4章 施策の方向と重点施策

### 1 施策の方向

#### 1. 主体的な住民参加による まちづくり

住み慣れた地域で、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう、暮らしにおける人と人のつながりを強化する必要があります。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域住民が自分自身のことと捉え、地域社会全体を支えていくことが、これまで以上に重要となってきます。人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人ひとり暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指します。

#### I 地域福祉に関する情報提供と学びの機会の充実

##### 〔施策の方向〕

少子化に伴う生産年齢人口の減少によって担い手不足が懸念されており、元気な高齢者が担い手として生きがいを持って活躍するなど高齢者を含めた市民の社会参加が一層求められています。

平成27年4月に高齢者を対象として策定した「加賀市地域包括ケアビジョンとその方向性」の地域包括ケアシステムの考え方の対象者をすべての市民に置き換えて考えていく必要があります。そこで、地域包括ケアの5つの構成要素である「予防」「医療」「介護」「生活支援サービス」「住まい」がばらばらに提供されるのではなく、身近な自助・互助・共助を基本としながら、それぞれの役割に基づいて互いに関係しながら、また連携しながら在宅の生活を支えていく「地域包括ケアシステム」の加賀市版の構築と推進を目指し、市民・事業者・行政が協働して、地域全体の暮らしを支えていく土壌づくりに取り組みます。

また、市民のニーズの実態を的確に把握し、適切な情報を提供することが重要なことから、制度やサービスの具体的な内容を十分に伝えることができる情報提供の体制づくりを進めます。

##### (1) 当事者の視点にたった情報提供体制の推進

- ・ アンケートや関係団体との意見交換など、様々な機会をとらえて当事者の一層の参画を推進し、当事者の意見を反映させていきます。
- ・ 多様なニーズを的確にとらえて当事者の意見を反映させることで、行政のサービスや情報の内容などについて、本当に必要なものを必要な人に効果的に伝えることができる体制を進めます。

〔市〕実施 〔市民〕実施 〔事業者〕実施

※〔市民〕とは個人のみならず市民による組織や団体・まちづくりにかかわる団体などを含みます。〔事業者〕とは、加賀市内に在住する企業・事業所・関係機関などを含みます（以下同じ）。

## （２）わかりやすい情報提供体制の整備

- ・ 誰もが制度やサービスの具体的な内容を十分に理解できるように、また、市民が自分に適したサービスを選択できるように、わかりやすい情報提供体制の整備と多様な手法による情報提供体制の整備に努めます。
  - ・ きめ細かな支援のために、サービスが多様化することで伝わりづらくなならないよう分野別の情報冊子やパンフレットなどを活用し、必要な人にわかりやすく情報を提供します。
  - ・ 視覚に障がいのある人や言語・聴覚に障がいのある人、聴力・視力が低下した高齢者など、情報の伝達に支援が必要な人たちにも確実に情報が伝達できるように、障がいの特性等に配慮した、わかりやすい情報伝達方法を整備・推進します。
  - ・ 「障がい者福祉ガイドブック」や「広報かがの音訳 CD・点訳」など、障がいのある人へ多様な手法で情報提供に努めるほか、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、日常生活や会議などで意思疎通を支援します。
  - ・ 市のホームページやフェイスブックなどによって情報の即時性を高めます。
  - ・ ケーブルテレビやかもまる講座の実施など多様な情報媒体の活用を進めます。
- 〔市〕実施 〔市民〕市への意見、理解 〔事業者〕市への意見、理解

## （３）命を守る情報伝達の整備

認知症などにより、行方不明となった人を早期に発見するため、安心メールでの情報発信体制を継続します。

〔市〕実施 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

## （４）高齢者のための活動機会の充実

平均寿命が長くなる中、高齢者の体力や運動能力も向上してきています。高齢になっても住み慣れた地域で心豊かな生活を送るため、若いうちからの健康づくりに努めるとともに、高齢者自らも社会貢献活動や生涯学習、スポーツ等の活動に積極的に参加し、健康で充実した暮らしを送ることが重要です。支援の担い手として高齢者が積極的にボランティア参加するなど高齢者の活動機会を増やし、生きがいを支援します。

〔市〕促進 〔市民〕参加 〔事業者〕協力

## （５）多様な地域福祉活動の促進

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人へのごみ出しや除雪などの助け合いや、日常的な思いやり活動といった、地域での支えあいなどを大切にすることによって、地域福祉活動を促進します。

〔市〕促進 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

## (6) まちづくりにかかわる地域福祉活動への協力

創意工夫と魅力あるまちづくりを支援するために、まちづくりに係わる団体が行う教育、文化、スポーツ、社会福祉などの地域活動に対して情報提供などの協力を行います。

〔市〕協力 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

## (7) 地域活動の機会の拡充

住民が気軽に集まって相談や活動をする機会があると、生きがいづくりや世代間交流、見守り活動ができるなど様々な効果が期待できるため、地域活動の機会の拡充を促進します。

- ・ 町内集会施設等を中心とした、福祉活動の機会づくりを促進します。
- ・ 地域が、小中学校の施設や民間事業者の施設などを地域活動の場所として活用できるように関係機関へ要請するなど、関係機関の協力体制を促進します。
- ・ 子どもや高齢者、障がいのある人などを含めたすべての人が参加できる、生きがいづくりにつながる多世代の交流の場や居場所づくりについて検討します。

〔市〕促進 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

## II 地域活動の担い手の育成・確保

### 〔施策の方向〕

市民生活や環境の変化が進み、市民のニーズも多様化・複雑化・複合化しています。ニーズに応じた幅広い支援を提供するためには、福祉サービス提供機関や地域ボランティアグループなど地域の人々と連携して、制度の峽間などを埋める活動を進めることが必要になります。このような活動を持続的に実現する支え合いのネットワーク化を推進します。

そのためには、地域での活動を支える人材や、専門的な福祉事業を担う人材の確保が不可欠であり、知恵や経験を活かして、市民のニーズに対応できる福祉人材の確保に努めます。しかし、地方においては、担い手の高齢化や、担い手が固定化してきているなど、人材確保は大きな課題となっています。

### (1) 多様な人材の確保

退職などの後、社会参加が少なくなった地域の高齢者が持っている経験や技術を社会的財産として尊重し、多様な人材としてその効果的な活躍の場を地域に創出します。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕実施

### (2) 福祉人材の育成

福祉・医療、介護、保育などの仕事に携わる人材育成が重要となっていることから、ボランティア体験や介護、保育の体験、認知症や障がいを知る機会等を通じて、福祉の仕事に関心を持つ人材の育成を図ります。

また、生活課題を的確に捉え、地域福祉活動を中心的な立場で推進していく人材

の育成を進めます。そのためにも、地域福祉活動への参加が少ない若い世代の参画を含め、地域の中で幅広い人材を確保できるように研修会や養成講座等開催し、ボランティア等が活動しやすい地域づくりを促進します。

〔市〕実施、促進 〔市民〕協力、実施 〔事業者〕協力

### Ⅲ 地域住民の交流促進

#### 〔施策の方向〕

多様化・複雑化・複合化する地域のニーズを効果的、効率的に支援するためには、行政、市民、関係団体等が適切な協働関係を構築して、具体的な支援活動を進め、良好なパートナーシップを形成することが重要になります。また、多くの市民が社会との関りを持ちながら、健康的で生きがいのある生活を送ることを望んでいます。市民のライフスタイルに応じた学習活動、スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動などさまざまな分野において社会参加を促進する環境を整備する必要があります。

#### (1) 市民グループやNPOとの連携による地域福祉の拡充

市民グループや各地区で自主的に取り組む様々な活動などを支援して、その充実を図るとともに、今後、期待されるNPOと連携した福祉事業を推進し、地域福祉の拡充を図ります。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕実施

#### (2) 福祉施設と地域の連携推進

- ・ 各種福祉団体や福祉施設の地域との交流を推進します。
- ・ 保育園や地域包括支援センター、民間の社会福祉施設が、地域の自主的な福祉活動に対して情報提供を行うなど、地域との連携を促進します。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕支援

#### (3) 世代間交流の支援

老人クラブ等の活動を支援し、高齢者同士または隣近所や地域住民との交流を促進します。また、小学校における伝承教育や保育園での園児との交流など、高齢者と子どもがふれ合う場の機会を確保し、世代間交流を進めます。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕理解

## 2. 手をつなぎ みんなで支えあう まちづくり

地域のまちづくりを推進する主役は市民一人ひとりです。地域住民は必要な支援の受け手であるとともに、その最も身近な担い手でもあります。市民すべてが地域でその人らしくじりつした生活ができ、健やかで安心な生活を送るためには、一人ひとりが地域福祉活動に参加し、生きがいを持って互いに手をつなぎ、助け合い、支え合うことが大変重要です。

そのためには、日常生活の中で、日頃から交流を深め、顔の見える関係を築いていくことがとても大切です。

### I 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

#### 〔施策の方向〕

人生100年時代を迎え、少子高齢化や核家族化が急速に進む中、高齢者になっても住み慣れた地域で自立した生活を最期まで送るには、高齢者を含めたすべての世代で地域の人々が支え・支えられるまちづくりを構築することが必要です。そのための包括的な支援体制の整備を図ります。

少子高齢化が進み、介護人材などが不足するとともに、税収が減少して社会保障費が予想以上の速さで増大しています。介護保険や医療保険、有償サービスだけで高齢者社会を支えることに無理が生じてきています。医療と介護を病院などの施設で行うものから、在宅で行うものへと切り替えることも考えていかなければなりません。そのためには、地域で暮らし続けることができるよう、地域にかかわる多くの人たちが相互につながる互助・共助によって支えあい、安全と安心を確保していく「地域包括ケアシステム」の構築が不可欠となります。

地域包括ケアシステムに求められる支援には、外出支援、買い物支援、家事援助、声掛けや安否確認、サロン活動などの支援が考えられます。このような支援を地域ぐるみでできるよう、商店や郵便局、金融機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体、町内会などと連携した「地域支援ネットワーク」の構築を目指し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発を推進します。

また、就労環境が子育てや地域活動の支障になっていることから、「ワーク・ライフ・バランス」を実現し、すべての人が仕事や社会参加などで生きがいをもてる暮らしを目指します。

#### (1) 課題の把握と関係機関との連携

福祉の各分野における相談体制を担う事業者は、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合、必要に応じて適切な支援機関につなぎ、必要に応じて協働して対応していくことが必要です。市民一人（一世帯）で解決できない多様で複合的な「地域生活課題」について、庁内横断ワーキングの中で必要な支援を検討し、市民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等を図りながら解決に向けて包括的な支援体制の整備を推進します。

〔市〕 支援、実施    〔市民〕 協力    〔事業者〕 協力、実施

## (2) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現

仕事にはやりがいをもって充実感を覚えながら働くとともに、家庭や地域においては家事、育児、地域活動を積極的に行うなど、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を図ることはとても大切です。しかしながら、現実には仕事と育児・介護との両立が難しい、地域活動に参加できないなど、生活面で様々な問題が生じています。

このようなことから、将来への不安が増大し、少子化や地域活動の低下につながる大きな要因のひとつになっています。「ワーク・ライフ・バランス」を実現し、様々な地域活動を行うことによって、いきいきとした生活を送れるよう目指します。

〔市〕 普及    〔市民〕 実施    〔事業者〕 協力

## (3) 加賀市版の地域包括ケアシステムの実現

課題や問題を抱える人が、住み慣れた地域でその人らしく、生きがいを持ち、じりつした生活を送るには、住民一人ひとりが課題を自分の課題として捉え、それぞれ役割を持って参加し、地域ぐるみで一体的に支え合う「地域包括ケアシステム」を構築することが重要です。

今後、地域課題等が複雑で複合化し多岐にわたることが見込まれるため、市では、高齢者福祉で培った「地域包括ケアシステム」の考え方を福祉分野全体に拡大し、実情に応じ、医療分野、経済分野、交通分野など様々な分野にも考え方を取り入れ、世代や分野を超えた「加賀市版 地域包括ケアシステム」を構築し横断的に支援します。

〔市〕 支援、実施    〔市民〕 協働    〔事業者〕 協働

## II 地域見守り支えあいネットワークの推進

### 〔施策の方向〕

市民生活の変化が進み、必要とされる福祉サービスの内容も多様化・複雑化・複合化しています。ニーズに応じた幅広い支援を提供するためには、福祉サービス提供機関や地域のボランティアグループ等が連携して、制度間の峽間を埋めるなどの活動を進めることが必要になります。このような活動を実現する支えあいのネットワーク化を推進します。

### (1) 地域見守り支えあいネットワークの充実

- ・ 現在の「地域見守り支えあいネットワーク」を核として、福祉協力員や地区社会福祉協議会に更なる参加を促していきます。また、区長やまちづくり推進協議会、市内事業者との見守り連携協定等によって、地域での見守り強化を進めていきます。
- ・ IT 機器を活用した安否確認など多様な手法を取り入れながら、重層的な見守りができるよう検討します。

- ・ 支援が必要な人の見守り体制を推進するため、地域で「見守り座談会」を開催し、関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 災害時の高齢者や障がいのある人などの要配慮者への対応として、避難生活の中であっても少しでも早く普段の生活が取り戻せるよう、専門知識のある社会福祉事業者や福祉関連団体等の意見を取り入れ、迅速に福祉避難所の設置・運営が図れるよう検討を進めます。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

### Ⅲ 地域主体の生活サポート体制の推進

#### 〔施策の方向〕

市民が健康で生きがいのある暮らしを実現するための施策を展開します。日常的に支援を要する人にも配慮し、加齢や障がいの有無などに関係なく、市民が住み慣れた地域でできるだけ快適な生活を送り続けることができるよう、必要な支援が一体的に提供される施策や、地域が主体的に住民に対して生活をサポートするまちづくりを進めます。

#### (1) 健康寿命の延伸

市民が健康に暮らすために予防やこころとからだの健康づくりの取組を推進します。特に高齢者が地域でつながることも介護予防の推進における重要課題ととらえ、積極的に身近な場所での健康づくり（生活習慣病予防）と生活機能改善を一体的に実施できる活動の場づくりに取り組みます。

〔市〕支援 〔市民〕協力、実施 〔事業者〕協力、実施

#### (2) 生活支援体制の整備

高齢者等の買い物や、お金の出し入れ、電球交換など日常生活のちょっとした用事について、支援が必要な人に生活面での支援ができる仕組みづくりを進めます。

また、通院、通学等の移動手段確保のために、路線バスの確保や乗合タクシーの利用促進に向けて、地域の理解と運営体制を支援します。

〔市〕支援 〔市民〕協力、実施 〔事業者〕協力、実施

#### (3) 民間活力による福祉サービスの確保

民間事業者が行う福祉サービスを紹介し、有効に活用するとともに、社会福祉法人などの健全な運営を支援し、安心して効果的なサービス提供体制を確保します。

〔市〕支援 〔市民〕協力 〔事業者〕実施

#### (4) 住環境整備の促進

高齢になっても、たとえ障がいを抱えても住み慣れた家で安心して生活していくためには、住環境の整備が必要となる場合があります。住宅改修など支援制度の情報を提供します。民間の賃貸住宅においては、住宅改修への貸主の理解など、本人の希望や意志を尊重することへの理解を求めていきます。

〔市〕 努力    〔市民〕 理解    〔事業者〕 理解

## （５） 地域生活環境の整備

65歳以上の高齢者の7人に一人は認知症を患っていると言われていますが、認知症となる原因や治療方法、予防方法については未だ実証されていません。地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。また、たとえ認知症になっても、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、認知症や障がい特性等について地域の人が正しく理解し、支えあえる生活環境づくりを進めます。また、障がいのある人の住まいの場を確保する住環境整備を目指します。

〔市〕 支援    〔市民〕 理解、実施    〔事業者〕 協力、実施

## （６） 福祉の各分野において共通して取り組む事項の連携支援

次に掲げる事項については、生活課題等が福祉分野を含めて、多岐にわたるため、横断的に連携・協働して取り組みます。

- ・ 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ・ 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ・ 制度の峽間の課題への対応の在り方
- ・ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する人に対応できる体制
- ・ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ・ 居住に課題を抱える人への横断的な支援の在り方
- ・ 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
- ・ 自殺対策の視点も踏まえた支援の在り方
- ・ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ・ 保健医療、福祉の支援を必要とする罪を犯した人等への社会復帰支援の在り方
- ・ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ・ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心を喚起することも視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有



効に活用した連携体制の構築

- ・ 全庁的な体制整備等
- 〔市〕促進、支援 〔市民〕実施 〔事業所〕協力

## IV 福祉サービスの充実

### 〔施策の方向〕

福祉の各分野において重点施策を定め、利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、実施者自らがサービスの質の向上に取り組みます。ニーズの変化をとらえ制度やサービスの内容など、できるだけ広範な情報を提供し、生活課題の解決支援を進めます。

#### (1) 利用者ニーズに応じた支援

- ・ 障がいのある子どもの育成のため、療育的支援の必要性から障害児通所支援サービスの量と質の拡充を図ります。
- ・ 社会環境の変化や保護者の就労状況の変化を踏まえ、多様な保育サービスを確保します。
- ・ 早期介入、早期支援に積極的に取り組み、必要に応じた支援を提供し医療と介護の有機的な連携によって認知症の人とその家族の生活を支援します。

〔市〕支援、実施 〔市民〕理解 〔事業者〕協力

#### (2) 子どもを産み育てたいと思われるまちづくり

育児サークルやファミリー・サポート・センター等、地域が行う子育て活動を支援し、地域の子育て力を高めます。

また、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進するため、引き続きこども医療費、保育料など子育て世代の経済的な負担軽減を図り、変化する社会情勢を踏まえて必要な支援を行います。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

#### (3) 災害時等の支援体制の整備

高齢者のみ世帯や障がい者のみ世帯等への日常の見守りから災害時における避難支援について、地域の中で助け合える体制整備を促進します。

また、特に人命や家屋に危険が生ずるような豪雪時に特別な支援が必要な場合には、屋根雪下ろし補助金などで支援します。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

#### (4) 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人のじりつと社会参加を支援するため、地域全体として障がいのある人や障がいの特性についての理解を深め、障がいのある人の就労を促進します。

また、多様な就労形態を確保することを目的に、情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」を推進していきま

す。

〔市〕促進 〔市民〕理解 〔事業者〕協力

#### (5) 人にやさしいまちづくりの推進

ノーマライゼーションの理念に基づき、公共・公益施設等について、身体的状況、年齢、性別などの違いに関係なく、ハード面、ソフト面の両面について、できるだけ多くの人が利用可能な環境をデザインするバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を進めます。

〔市〕実施 〔市民〕理解 〔事業者〕理解

## V 多様な団体との連携強化

### 〔施策の方向〕

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、相談体制の整備・拡充を図るため、民生委員・児童委員、町内会、まちづくり推進協議会、ケアマネジャー、圏域内の事業所、行政など地域との相談体制の連携を深めます。

#### (1) 在宅医療と介護連携の促進

自宅で、医療や介護を組み合わせる必要があるときに、より良い在宅療養ができるよう医療と介護の連携を推進する体制を促進します。

〔市〕実施 〔市民〕理解 〔事業者〕協力

#### (2) ネットワークづくりの推進

さまざまな状況に対応し、必要に応じて相互に連携した地域福祉活動を実現するには、普段からの関係づくりが大切であるため、福祉サービス提供事業者や地域のボランティアグループ等との様々なネットワークづくりを推進します。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕実施

#### (3) 関係団体による連携強化の促進

隣近所の関係の希薄化や地域の助け合いが少なくなっている状況の中、多様化・複雑化・複合化する市民ニーズに対応するために、地域福祉活動を活性化し地域の助け合いを進める互助・共助の力を高めていきます。まちづくり推進協議会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、区長、公民館長、福祉事業者、警察、NPO等の協力体制が必要になることから、その連携強化への支援をします。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

### 3. 健やかで 安心できる生活しやすい 体制づくり

健やかで安心できる生活を送るためには、若いうちから健康を増進し、疾病予防を推進し、健康は自分自身で守り維持するということへの理解を進める必要があります。

また、日常的に支援を要する人への細やかな対応に配慮しながら、日頃の見守り活動や災害に備えた見守り体制を推進し、地域住民が真に安心して暮らせるまちづくりが大切です。

行政と地域住民や福祉事業者、NPO等の団体が、それぞれの役割を担いながら連携を強め、地域福祉の充実に向けて横断的・有機的に連携した取組を進めることが必要です。

#### I 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進

##### 〔施策の方向〕

日々の暮らしの中で、市民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無、国籍などに関わらず、「人権を尊重する」ことが最も大切であることから、虐待を受けた人などの権利を擁護する必要性が高まっています。

また、市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点を踏まえ、権利擁護体制の整備を拡充します。

##### (1) 権利擁護体制の充実〔成年後見制度利用促進計画〕

判断能力が不十分な人などに対して、サービスの適切な利用を支援したり、既存の地域福祉や司法のネットワークなどの地域資源を活用し、横断的・有機的連携を行ったりしながら、成年後見制度の利用支援や助言を行います。

- ・ 現在稼働している「かが成年後見センター ほっこり」を中核機関と位置づけます。相談体制を充実させ、関係課や各機関と連携し、法人後見業務と併せて制度の利用支援や助言を行います。
- ・ 成年後見制度の周知活動や市民後見人等の人材育成に取り組みます。
- ・ 認知症を正しく理解するための情報提供や啓発活動を推進し、専門職が地域の状況を把握する体制づくりを進め、高齢者等の権利擁護を支援します。

〔市〕実施 〔市民〕理解 〔事業者〕協力

##### (2) 虐待防止体制の促進

子どもや高齢者、障がいのある人が家族や周囲の人の中で、気が付かない間に虐待を受けているケースがあります。子育て応援ステーションや地域包括支援センターなどの相談体制を充実し、虐待発生時の対応にかかる体制強化を図るとともに、広く虐待に関する認識を深められるように情報発信を継続します。

〔市〕普及 〔市民〕理解 〔事業者〕協力

##### (3) 自殺対策の強化

誰も自殺に追い込まれることのないよう、市民一人ひとりの気づきと見守りを促し、自殺防止につながる環境整備体制づくりを図ります。また、大切ないのちを守るため、様々な分野の関係者や組織等が連携し、つながりを強化することで自殺対策を推進します。市の体制として、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係部局が幅広く参加し、行政全体として自殺対策を推進する体制を整備し、横断的に計画の推進を図っていきます。現自殺対策計画（令和元年度～令和6年度）の次期策定については、本計画と合わせて作成していきます。

〔市〕連携、協働 〔市民〕連携、協働 〔事業者〕連携、協働

## II 健康づくりの推進

### 〔施策の方向〕

生活習慣病や、寝たきりなどの要介護状態の人が増加する中で、市民一人ひとりが、自らの健康づくり・健康管理に積極的に取り組むことが、疾病予防や早期治療のために非常に重要になっています。

#### （1）生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

市民一人ひとりが自らの健康意識を高め、各種の健（検）診を受けることで、自身の健康状態を理解し、主体的に食と運動を通じた健康管理に取り組める体制づくりを進めます。また、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

#### （2）自立した生活を送るための健康づくりへの支援

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた生活習慣病予防対策及び生活機能の低下予防対策について、こころの健康も含めた、健康づくりに取り組みます。各地区で行われる健康づくりに関する事業を支援し、地域におけるすべての年代に応じた健康づくり活動を推進します。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

#### （3）健康づくりを進める生活習慣の改善

乳幼児期から高齢期まで、栄養・食生活、身体活動・運動など各種健康増進事業を進めるとともに、歯・口腔の健康、休養などの健康問題に対しても、健（検）診等を通じて保健・医療関係者の連携体制により支援します。

また、飲酒や喫煙のリスク等を正しく理解してもらえるよう、教育や情報提供を進めます。

〔市〕支援 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

#### （4）健康を支え守るための社会環境の整備

行政・民間企業・大学が協働で市民が一体となって「食」と「運動」を通じた「KAGA 健食健歩プロジェクト」を展開し、健康づくりに取り組む環境を整備していきます。

地域の中で健康づくりイベントなどの活動の機会をつくり、市民の機運を高めるために、保健推進員や食生活改善推進員などの地域で支えるボランティアの育成を進めます。

〔市〕実施 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

### Ⅲ 相談体制の充実

#### 〔施策の方向〕

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスが受けられるよう相談体制の整備・拡充を図ります。また、民生委員・児童委員、ケアマネジャーなど地域との相談体制の連携を整備します。

#### (1) 市相談窓口の体制強化

- ・ 市民が抱える複合的で多岐にわたる課題等の相談について、総合窓口化を含め、市民が迷わずワンストップで相談できる横断的な体制を検討します。
- ・ 高齢者福祉分野、障がい者福祉分野、子育て支援分野、健康分野、地域福祉分野等に跨った問題の相談を受けた場合、個人情報保護法を順守しながら、関連する担当課と連携を図り的確に解決に導けるよう協働体制を強化するとともに、必要に応じて地域等との連携を図ります。特に様々な分野に跨った問題は見守りや声掛けなど継続的な支援が必要な場合が多いことから、相談・協議体制のノウハウを培ってきた地域ケア会議や自立支援協議会等の機関を活用するなど、相談・協議の連携体制を構築し、身近な地域支援者（地域支援事業者）の参加による支援ができないか検討します。
- ・ 健康と福祉に関する相談窓口では、各分野において利用者ニーズに応じた相談体制の連携を強化します。
- ・ 高齢者福祉に関する総合相談窓口として、15か所に設けた地区の地域包括支援センター（ブランチ）との連携を強化し、さらなる相談体制の充実を図ります。
- ・ 障がい者福祉では、地域における相談支援事業における専門員を確保し、相談体制の整備を進めます。
- ・ 子育て支援では、育児に関する一般相談を子育て支援センターで、児童虐待に関する支援を子育て応援ステーションで実施する他、子どもの成長過程で発達に遅れや障がいのある子どもに対する支援体制をこども育成相談センターで実施します。
- ・ 母子保健では、妊娠期から出産・育児と切れ目のない支援体制を推進するとともに、関係機関と連携し育てにくさを感じる子どもの親への相談支援を行います。
- ・ 経済的な生活困窮問題では、専門支援員を設置して継続的な相談支援を行いながら、就労につなげる体制を整備します。

〔市〕支援、実施 〔市民〕協力、実施 〔事業者〕協力、実施

#### (2) 地域との相談体制の連携強化

- ・ 健康に関する知識や情報の提供体制をまちづくりに係わる団体等の協力を得な

がら充実し、健康づくりの重要性についての理解を進めます。

- ・ 地域の身近な相談窓口として民生委員・児童委員との連携を維持し、相談支援体制の整備を強化していきます。
- ・ 高齢者福祉では、地域包括支援センター（ブランチ含む）や、ケアマネジャー、各種サービス事業所等と課題や情報を共有し、地域の福祉人材と連携した相談支援体制を進めます。
- ・ 障がい者福祉では、地域における相談支援の中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」と連携し、相談支援体制の強化を図ります。

〔市〕実施 〔市民〕理解、協力 〔事業者〕理解、協力

## IV 避難行動要支援者への支援・防災体制の促進

### 〔施策の方向〕

一人暮らしの高齢者の孤独死や、認知症による徘徊行動、地域で生活する障がいのある人の不安感、妊産婦や子どもの安全確保など必要とされる見守りの幅も年々広がり、対応が期待されています。

平成 26 年度から、災害対策基本法の改正にあわせて、災害時に避難行動に支援を要する人を名簿で把握することが自治体に義務付けられました。市では「地域見守り支えあいネットワーク」によって日常時から災害時までを対象とした活動を進めており、今後も、支援を要する人を把握する体制の充実と見守り体制の促進を図り、地域のつながりを強化します。

人間関係の希薄化が進み、日常の情報を伝え、共有することが少なくなっていることから、市民が、安心した暮らしを実現するためにも、生活に密着した情報伝達の体制が大切になってきます。災害時要支援者に対する細やかな配慮のある見守り体制を促進し、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### （1）日常から災害時まで要支援者を把握する見守り体制の推進

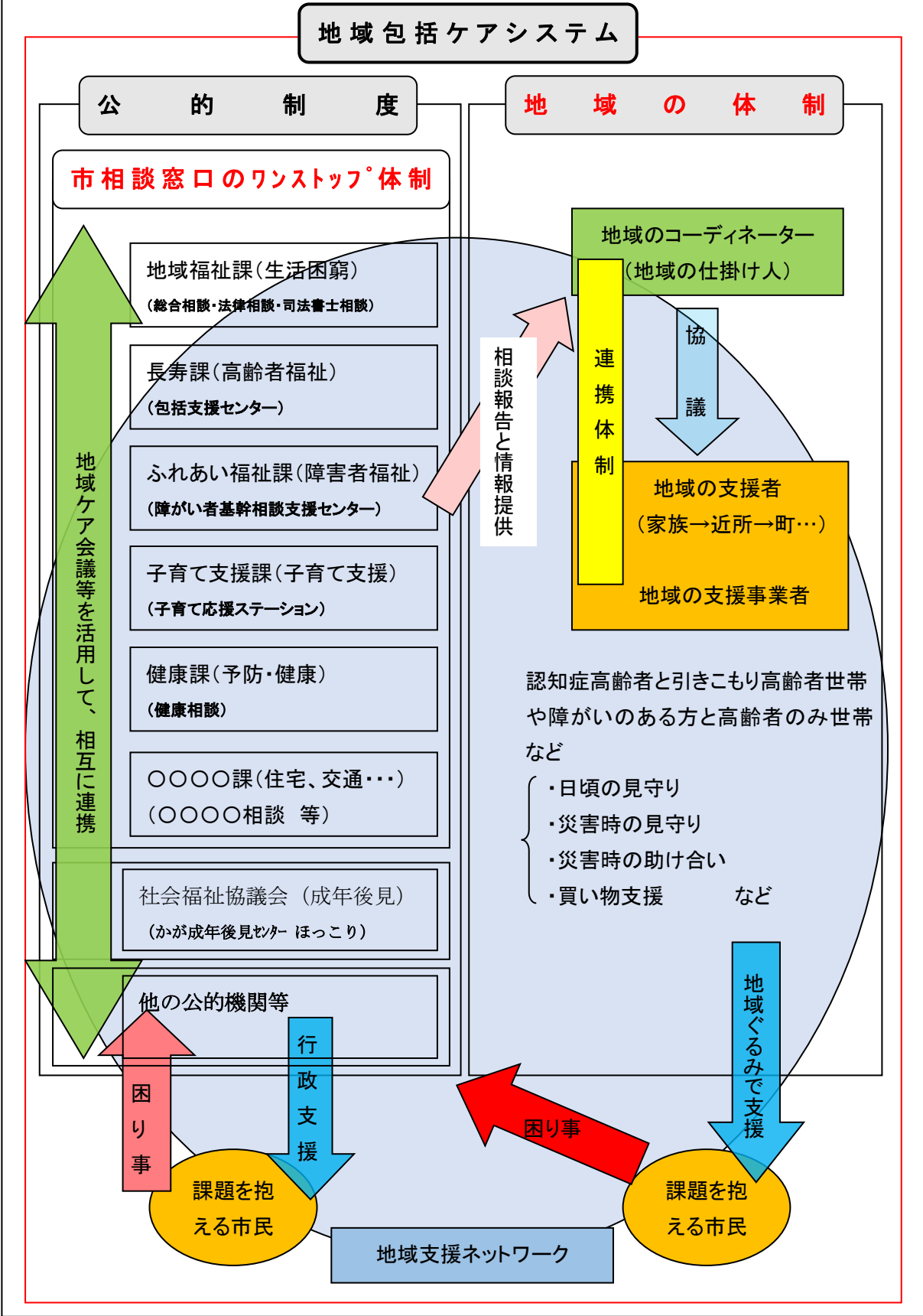
日常時であっても災害時であっても、高齢者や障がいのある人、妊産婦や子どもなど特に支援が必要な人にとっては、地域での見守り体制が重要です。

日頃から緊急時・災害時に備え、支援が必要な人を地域で把握できるよう、市と民生委員・児童委員や地域と連携した「加賀市地域見守り支えあいネットワーク」を推進しています。

見守り支えあい制度への登録の勧奨や、登録者を記載した「避難行動支援者名簿」を各区長に配布するほか、民間事業者との見守り関係を構築することで、相乗効果を生み出す見守り体制を促進します。

〔市〕実施 〔市民〕実施 〔事業者〕協力

# 地域共生社会実現のための体制イメージ



※ 例えば、現在制度として稼働している「地域見守り支えあいネットワーク」も「地域包括ケアシステム」の一つと考えられます。